

桑名高校定時制 生徒心得

基本的な心得

校内外を問わず、常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、勤労生徒としてより良い民主的社會を作るため、次に示す事項の意義をよく理解し、その実践に努力しよう。

- (1) 学習に励み、心身の健康を増進し、個性を伸ばそう。
- (2) 互いに個人の人格を尊重しあい、楽しく明るい家庭・学校・社會を作るよう心がけよう。
- (3) 集団の規律を尊び、礼儀正しく振るまい、他人に迷惑をかけないようにしよう。
- (4) 校内外を問わず、公共物を大切にし、常に環境の美化に努めよう。
- (5) どのような場合にも定められた時間を守り、秩序を保つようにしよう。
- (6) 互いに協力し、励まし合い、良い仲間づくりに努めよう。

校内生活の心得

社会生活には、社会人として守らなければならない規則があるように、学校生活においても、守らなければならない規則があるのは、当然である。しかも、それらの規則は、学校生活を営むために必要な約束事であり、それらの規則を守ることによってこそ、互いの自由が保障されるのである。

本校生徒は、誇りをもってこれらの規則を守り、先生方の指導に従って、学校生活の意義を深めよう。

I. 身の回りに関する事項

1. 服装について

- (1) 勤労の場での仕事着ならびに普段着も着てよい。その際注意すべきことは、全体として清潔で他に不快感を与えるものないこと。あまりに派手なものや、学校生活にふさわしくないものは着用しないこと。
- (2) 冬の防寒具については、保温効果のあるものが望ましいが、あまり高価で派手なものは、盗難や破損のおそれもあり避けること。
- (3) その他、暴走族など反社会的な組織や団体の服装を誇示するものは着ないこと。

2. 頭髪・化粧・装飾品等について

- (1) 学校生活にふさわしい頭髪とし、常に整髪に心がける。
- (2) 化粧・装飾品については勤労生徒としてふさわしいものとする。

3. 履物について

- (1) 上履きと下履きは、はっきりと分け、下履きのままで校舎（教室・廊下等）に入ることは認めない。
- (2) 上履きは、学校で販売するものを使用すること。
- (3) 体育館では、必ず体育館シューズを使用すること。
- (4) 上履き、下履きとも、無用なトラブル・紛失を避けるため必ず記名をすること。
- (5) その他、ブーツ等高価な物や、くつ箱に入らないものは避けること。

4. その他の持ち物について

- (1) カバン・ハンドバッグ等、高価な物は持てこない。
- (2) 学校には、タバコ・マッチ・ライター等は持てこない。
- (3) 色つきサングラスは、学校では必要ないので使用しない。
- (4) マンガ・雑誌等、学校教育とかかわりのないものは教室に持ちこまない。
- (5) その他、危険な刃物やいかがわしいもの、法律に触れるもの、発火のおそれのあるものが発見された場合、没収されることもある。
- (6) 私物には、必ず名前を記名すること。

II. 風紀上の事項

- (1) 粗暴な言動を慎み、定時制の生徒らしい節度ある態度を維持する。
- (2) 暴力・窃盗など反社会的な行為は、学校としては当然ながら、人間としても許されない。
- (3) 未成年者の飲酒・喫煙等は、校内はもちろん校外でも認めない。
- (4) パチンコ店など、法律で認められない遊戯場等への出入りは禁止する。
- (5) 紛失物・拾得物は、ただちに学校（生徒指導部）へ届け出ること。
- (6) 反社会的行為・交通事故・違反などは、すみやかに学校に届け出ること。
- (7) 生徒間の交際は、誤解を受けないよう心がけること。
- (8) 上記事項に違反した時の指導措置は別に定める。

III. 在校時における諸事項

1. 遅刻・早退・欠課等について

- (1) 学校の授業に欠席しないよう、遅刻しないよう努力をすること。
- (2) やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は、事前に担任に連絡すること。
- (3) 長期病欠は、医師の診断書をもって学校に報告すること。

2. 校内での生活一般について

- (1) 校内においては、学習の場としての自覚を持ち静かにする。授業時間に先生がみえない場合は、職員室で教務部の指示を受ける。
- (2) 教師・友達・来客と顔をあわせた際には、必ず積極的にあいさつを交わす。
- (3) 授業の開始時には、必ず着席していること。
- (4) その際、授業に必要な物はそろえ、開始後ロッカーへ取りに行ったりすることのないようにする。
- (5) 校内で定められた場所以外では、飲食をしない。給食の後始末は、各自責任を持って行うこと。
- (6) 登校後、無断外出はできない。やむを得ず外出するときは、所定の用紙により必ず担任の許可を受けること。

3. 施設・設備の利用について

- (1) 校舎・教室・校具等の公共物を利用する場合は、みんなの物であることを理解し、大切に使用すること。
- (2) 教室及び校舎内外の清潔・整頓を心がけること。
- (3) 教室の机の中には私物を入れないで、私物はすべて生徒用ロッカーを利用すること。
- (4) 上履き・下履き・雨傘の保管は、所定の器物を利用する。
- (5) 運動用具等学校の器具を利用する時は、係の先生か学校責任者の許可を受けて使用すること。
- (6) 窓ガラス等学校の公共物を破損したり紛失した場合は、担任や関係の先生に申し出て後始末をすること。（弁償せることもあり得る。）
- (7) 携帯電話の利用は休憩時のみとする。始業後の生徒の呼び出しは、原則として放課後まで受け付けない。

4. 放課後・日曜日等の活動について

- (1) クラブ活動等放課後の居残りは、授業終了後1時間以内とする。（終了後は、後始末をきちんとし責任者に報告する。）
- (2) 生徒会活動等でやむを得ず時間を越えて活動する場合は、担当教員の許可を受け教員が付き添うこととする。
- (3) 日曜日・祝日等の校内活動は、それぞれの活動計画に従い担当教員の許可を受け、教員が付き添うこととする。

5. 集会・ポスター等の事項

- (1) 校内で集会を開く場合は、前もって学校の許可を受けること。
- (2) 校内でポスター・広告等を貼る場合や、文書を配布しようとする場合は、学校の許可を受けること。
- (3) 署名運動を行う時も、学校の許可を受けること。
- (4) 生徒が校内で物品を販売する場合や、寄付を募るのは禁止とする。やむを得ない場合は学校に届け出て許可を受けること。

6. その他

- (1) 生徒は、勤務先・現住所などに異動があった場合は、すぐに担任・生徒指導部に届け出ること。
- (2) 伝染病にかかった場合、または自宅あるいは近所で患者が出た場合、すみやかに学校に連絡すること。
- (3) 授業料の納入等、学校へ納めるべきものはその期日を厳守すること。

- (正当な理由なくして、授業料を滞納する場合は除籍されることがある。)
- (4) 証明書の発行を依頼する場合は、必要書類を整えて、必要とする日の5日前までに担任を通じて学校の担当部に申し出る。
- (原則として、土曜日および当日発行はできない。)

IV. 校外生活の心得

- (1) 常に交通法規を守り、交通安全を心がける。
- (2) 外出・外泊は必ず家庭と連絡をとり、帰宅時間を守ること。
- (3) 校外でも生徒としての品位を保ち、自覚と誇りを持って行動する。
- (4) バス・電車などでは言動を慎み、車中では老幼者ろうきょうしゃに対して進んで席を譲るように心がける。

V. 長期休暇中の心得

- (1) 長期休暇中は安易で不規則な生活に慣れやすいので、健康と生活規律の上で留意すること。
- (2) 自分なりの学習計画を立て、少しずつでも勉強する態度を維持すること。
- (3) 外泊には必ず保護者の了解を得ること。
- (4) 交通事故・交通違反には、十分気をつけること。
- (5) 深夜外出は避けること。
- (6) 休暇中の旅行・スキー・登山等は、保護者の了解を得た上で事故のないよう万全を期すこと。

VI. 自動車（二輪・四輪）、自転車通学に関する事項

1. 自転車通学について

- (1) 自転車通学を行うものは、担任および生徒指導部に届け出ること。
- (2) 照明装置、施錠装置を常に整備し、トラブルをさけること。
- (3) 安全運転に心がけ、二人乗り等の危険な行為を絶対にしないこと。

2. 自動車（二輪・四輪）通学について

三重県下の高等学校に在学する生徒が自動車（二輪・四輪）の免許を取得することは原則認められていない。本来、高校生にとって自動車は必要のないものである。しかし、定時制生徒として働きながら学ぶ者にとっては、自宅と職場と学校との間の移動に時間的な制約があることも事実である。本校では、通勤・通学に必要と認められ、ある程度の経済力と責任能力があると判断された場合に、学校の許可を得たうえで、自動車（二輪・四輪）の運転免許の取得と、自動車による通学を認めている。

運転免許の取得と自動車通学に関しては、以下に述べるような手続きが必要である。これは生徒諸君の安全を守り、社会全体の交通法規にしたがって、他の人々の安全を守るという立場に立ってのものであるので必ず守ること。

（1）運転免許の取得について

これから運転免許を取ろうとする生徒は、担任を通して生徒指導部へ申し出て、次の書類の用紙を受け取り許可書の発行を受けること。

- （ア）自動車学校通学許可願、または運転免許取得許可願（原付の場合）
- （イ）在職証明書（勤務先で証明してもらう）

（2）自動車通学の許可について

自動車通学を希望する生徒は、次の必要書類を担任へ提出し生徒指導部へ提出して、許可を得なければならない。書類提出後、許可が下りた場合は自動車の点検を行い、違反がなければ、自動車通学を許可する。

- （ア）自動車通学許可願書
- （イ）運転免許証
- （ウ）自賠責保険証
- （エ）任意保険証
- （オ）車検証（四輪の場合）

（3）自動車の点検

自動車の点検は、登録の時と各学期始めを原則とするが、必要なときは隨時行う。その際、自賠責保険や任意保険の期限が切れており、車両の違法な改造がなされている場合については、指定した期日までに手続きや修理などを行わないと、通学許可を取り消す。